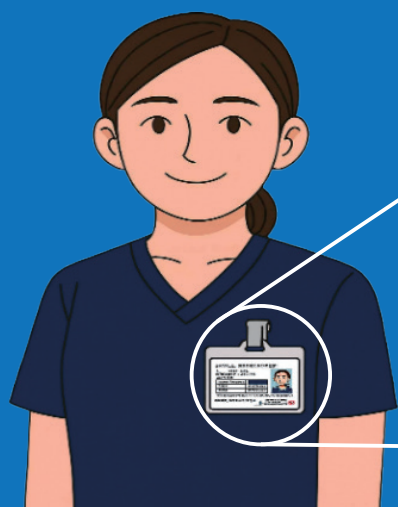


当事業所の施術者は、 『厚生労働大臣免許保有証』 を着用しています。



みほん 厚生労働大臣免許保有証

氏 名：東洋 七夕
生年月日：平成10年7月7日
免許登録番号

あん摩マッサージ指圧師	厚労第123456号
はり師	厚労第456789号
きゅう師	-----

上記事項が名簿に登録され、免許証が交付されていることを証明する。

有効期限：令和13年3月31日

厚生労働大臣指定試験登録機関
公益財団法人
東洋療法研修試験財団

※厚生労働大臣免許保有証の見本です。

医師以外の方で、あん摩マッサージ指圧、
はり、きゅうを業として行うためには、
国家資格が必要であることをご存知ですか？

厚生労働大臣免許保有証は、施術者が免許を保有する専門家であることを示すとともに、受療者に安心して施術を受けていただくために免許保有者が着用するカード型の証明書です。

※あはき師免許証は賞状型（紙製）です。カード型の厚生労働大臣免許保有証は希望者に発行するもので、厚生労働省の指定登録機関である（公財）東洋療法研修試験財団が発行しています。



厚生労働大臣指定試験登録機関
公益財団法人
東洋療法研修試験財団